

政 策 論 文

甲家庭裁判所には、利用者から次のような相談や質問等が寄せられている。資料1～4を参考に、家庭裁判所がより国民にとって利用しやすい裁判所となるための方策を、家庭裁判所の窓口業務の充実の観点から論じなさい。

なお、次の相談や質問等への個別の対応について、検討を求めるものではない。

※ この問題における家庭裁判所の「窓口業務」とは、家事事件の手續の周知等の広報活動、家事手續案内、家事事件等の受付業務、電話及び窓口での応接等の業務を総称するものである。

- 家庭内の揉め事について、誰かにアドバイスをして欲しいです。家庭裁判所では、そういう相談には応じてもらえないのですか。どこか、そういう相談に応じてもらえるところはありませんか。
- 弁護士に依頼しなくても手續はできますか。申立てをすれば、あとは家庭裁判所の方で、きちんと面倒をみてくれますか。
- 一方的に申立てをされて困っています。相手に聞いたら、家庭裁判所に相談して申し立てたということでした。家庭裁判所の方でそういうアドバイスをしたのですか。こちらの言い分は聞いてもらえないのですか。
- 遠方に住んでいるので、なかなか裁判所まで行くことができません。書類は、郵送で提出できるということですが、手續のこともよく分からないし、書き方もよく分からないので話も聞きたいのですが、何かいい方法はありませんか。
- 仕事をしているので、平日の日中は忙しくて時間がありません。インターネットで申立てをすることはできませんか。何か方法はありませんか。
- 手續の説明や書式はウェブサイトにあるということですが、インターネットを使えない人はどうすればいいのですか。インターネットを利用できる人だけが有利になるのではありませんか。

(資料)

- 1 家事事件手續法の概要等
- 2 家事手續案内について
- 3 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移 外
- 4 家事事件の推移

(100点)

家事事件手続法の概要等

1 家事事件とは

家庭内の紛争などの家庭に関する事件は、家族の感情的な対立が背景にあることが多いので、これを解決するには、法律的な観点からの判断をするばかりでなく、相互の感情的な対立を解消することが求められています。また、家庭に関する事件を解決するに当たっては、その性質上、個人のプライバシーに配慮する必要がありますし、裁判所が後見的な見地から関与する必要があります。

そこで、家庭内の紛争やその他法律で定める家庭に関する事件については、家庭裁判所が、それにふさわしい非公開の手続で、どのようにすれば家庭や親族の間で起きたいろいろな問題が円満に解決されるのかということを中心に考え、当事者が主張する事実や提出した証拠だけでなく、裁判所が自ら調査した事実や調べた証拠に基づいて、具体的妥当性を図りながら処理する仕組みになっています。

この家庭に関する事件は、一般に家事事件と呼ばれます。

2 家事事件手続法とは

家事事件手続法とは、家事事件の手続を定める法律で、平成25年1月1日に施行されました。家事事件は、家事審判事件及び家事調停事件の二つに分かれます。

※ 家事審判は、裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続です。

家事調停は、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続です。

家事事件のうち、子の氏の変更許可、相続放棄、名の変更の許可、後見人の選任、養子縁組の許可などの事件は、公益に関するため、家庭裁判所が国家の後見的な立場から関与することになります。また、これらの事件は一般に当事者が対立して争う性質の事件ではないことから、当事者間の合意による解決は考えられず、専ら審判のみによって扱われます。

一方、親権者の変更、養育料の請求、婚姻費用の分担、遺産分割などの事件は、当事者間に争いのある事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停でも扱われます。

3 家事事件手続法制定の経緯

家事事件手続法が制定、施行されるまで、家事事件の手続については家事審判法が定めており、この法律は昭和22年の制定以降、大きな改正がされていませんでしたが、この間、わが国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、家庭裁判所が、後見的な関与を行うことだけでなく、当事者等が手続に主体的に関わるための機会を保障することがより一層重要になってきました。

そこで、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、全面的に見直し、新たに家事事件手続法が制定されることとなりました。

資料2

家事手続案内について

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすいものとするために、「家事手続案内」を行っています。「家事手続案内」では、家庭内や親族間における問題を解決するために家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような申立てをすればよいかなどについて、説明、案内しています。

なお、「家事手続案内」では、利用者が申立手続を円滑に行えるように、家事事件の手続について案内したり、申立てに当たって必要な費用や添付書類などについて説明しますが、「慰謝料は幾らくらいもらえるのか。」とか「離婚した方がよいか。」といった法律相談や身上相談には応じることができません。

資料3

インターネット利用者数及び人口普及率の推移

	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24(年末)
利用者数(万人)	6,942	7,730	7,948	8,529	8,754	8,811	9,091	9,408	9,462	9,610	9,652
人口普及率(%)	57.8	64.3	66.0	70.8	72.6	73.0	75.3	78.0	78.2	79.1	79.5

属性別インターネット利用率

世代別

(単位：%)

	平成23年末 (n = 41,900)	平成24年末 (n = 49,563)
6～12歳	61.6	69.0
13～19歳	96.4	97.2
20～29歳	97.7	97.2
30～39歳	95.8	95.3
40～49歳	94.9	94.9
50～59歳	86.1	85.4
60～64歳	73.9	71.8
65～69歳	60.9	62.7
70～79歳	42.6	48.7
80歳以上	14.3	25.7

所属世帯年収別

(単位：%)

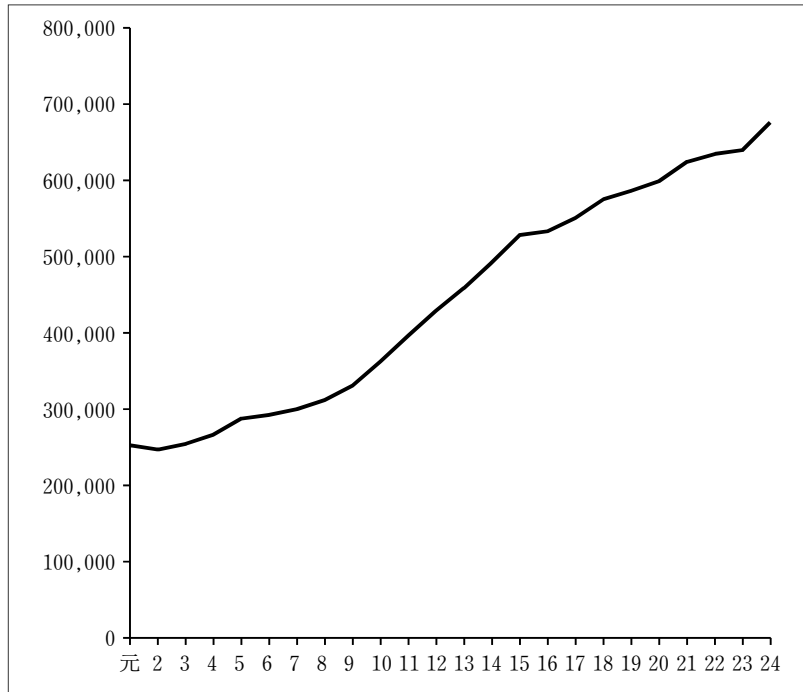
	平成23年末 (n = 40,745)	平成24年末 (n = 48,025)
200万円未満	63.8	63.7
200～400万円未満	72.4	72.5
400～600万円未満	79.1	80.8
600～800万円未満	83.3	84.2
800～1,000万円未満	85.3	86.0
1,000～1,500万円未満	88.1	88.4
1,500～2,000万円未満	88.1	87.3
2,000万円以上	88.8	87.6

(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」

家事事件の推移

1 家事審判事件

年次	新受件数
平成元年	252,587
2	245,609
3	254,809
4	267,327
5	286,843
6	292,573
7	301,133
8	311,527
9	332,009
10	363,666
11	394,912
12	429,115
13	456,611
14	490,519
15	527,522
16	533,654
17	548,834
18	572,781
19	583,426
20	596,945
21	621,316
22	633,337
23	636,757
24	672,690



2 家事調停事件

年次	新受件数
平成元年	85,219
2	85,099
3	85,112
4	91,079
5	95,837
6	96,920
7	96,099
8	100,097
9	102,322
10	107,559
11	109,263
12	114,822
13	122,148
14	128,554
15	136,125
16	133,227
17	129,876
18	129,690
19	130,061
20	131,093
21	138,240
22	140,557
23	137,390
24	141,802

